

<経済産業省からの要請内容（別紙）>

改正割賦販売法について

1. 法改正の趣旨・概要

近年、クレジットカードを取り扱う加盟店におけるクレジットカード番号等の漏えい事件や不正使用被害が増加（不正使用被害額はネット取引の増加にも伴い、平成24年の68.1億円から近年は右肩上がりで見込まれている）で上昇し、平成28年には推計で約142.45億円に達すると見込まれている）しています。また、クレジットカード発行を行う会社と加盟店と契約を締結する会社が別会社となる形態（いわゆる「オフアス取引」）が増加し、これに伴ってクレジットカードを取り扱う加盟店の管理が行き届かないケースも出てきています。

こうした状況を踏まえ、政府は、

- ① クレジットカードを取り扱う加盟店に対し、クレジットカード番号等の情報管理や決済端末のIC対応化等のセキュリティ対策を講じること
- ② 加盟店に対し、クレジットカード番号等を取り扱うことを認める契約を締結する事業者（アクワイアラー（加盟店契約会社）等）について登録制度を創設するとともに、上記①の加盟店によるセキュリティ対策の実施状況を確認するための調査を実施すること

等を義務付ける「割賦販売法の一部を改正する法律案」を国会に提出し、この法律案は、昨年12月2日に国会において可決・成立し、同月9日に交付されたところです。

2. 改正法の施行時期

改正割賦販売法の施行日は、公布日（昨年12月9日）から1年6ヶ月以内の政令で定める日とされており、2018年6月8日までに改正法が施行されます。

3. 改正法に関するご説明

改正割賦販売法の概要及び加盟店がセキュリティ対策として具体的に措置すべき事項等につきましては、一般社団法人日本クレジット協会のホームページをご参照ください。

なお、ご不明な点等については、当社（契約するアクワイアラー（加盟店契約会社））よりご説明をさせていただきます。

また、改正法全般についてのお問い合わせについては、下記の経済産業省のお問い合わせ先にご連絡をお願いいたします。

4. 「セキュリティ対策の強化に向けた実行計画」のご説明

クレジットカード関連事業者から成る「クレジット取引セキュリティ対策協議会」（事務局は（一社）日本クレジット協会）は、本年3月上旬に、「クレジット取引におけるセキュリティ対策の強化に向けた実行計画－2017－」（昨年2月に公表した「実行計画－2016－」の改訂版）を策定いたしました。

この実行計画は、加盟店が法律上のセキュリティ対策義務を満たすための具体的な措置内容について指針になり得るものであり、御要望に応じ、(一社)日本クレジット協会又は経済産業省より最新の実行計画についてご説明させていただきます。

<説明会の要請先>

一般社団法人日本クレジット協会

担当：「業務企画部」または「セキュリティ対策推進センター」

〒103-0016 東京都中央区日本橋小網町 14-1

電話番号 03-5643-0011 email:gykikaku1@jcredit.jp

<経済産業省のお問い合わせ先>

商務情報政策局 商務流通保安グループ 商取引監督課

電話番号 03-3501-2302